

議案第18号

地方自治法において準用する行政不服審査法の規定に基づく手数料の額等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第258条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の規定により読み替えられた同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「交付手数料」という。）の額等を定めるものとする。

(交付の方法)

第2条 地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象書面等（交付に係る書面又は書類をいう。以下同じ。）の写しの交付にあっては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等)

第3条 交付手数料の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

2 交付手数料は、地方自治法の規定による異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定める方法により前納しなければならない。

- 3 委員会は、地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第38条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

（送付による交付）

第4条 地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、委員会が定める方法により納付しなければならない。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、同法の規定による異議の申出における提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。